

役員退任慰労金支給規程

平成14年5月24日制定
平成17年5月25日改正
平成22年4月 1日改正
平成25年4月 1日改正
令和 4年6月24日改正

(総則)

第1条 一般社団法人海洋水産システム協会の常勤の役員（以下「役員」という。）が退任した場合には、この規程の定めるところにより退任慰労金を支給する。ただし、役員が一般社団法人海洋水産システム協会定款第28条の規定により解任された場合は、退任慰労金は支給しない。

(退任年齢)

第2条 役員の内任は、満70歳に達した次の通常総会の開催日までとする。

(退任慰労金の額)

第3条 退任慰労金の額は、退任時における年報酬額の12分の1の額に、当該役員が就任した役職の内任期間に応じ、1年につき1.5の率を乗じた額の合計額とする。

2 前項の規定による退任慰労金の額は、理事会の承認を得て職務の実績に応じて調整し、これを増額又は減額することができる。

(内任期間の計算)

第4条 内任期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月と計算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日の翌日に再び同一の役職の役員又は役職を異にする役員に就任したときは、その者の退任慰労金の支給については引き続き内任したものと見なす。任期満了の月以前又はその翌日において役職を異にする役員に就任したときも同様とする。

(退任慰労金の支給)

第6条 退任慰労金は、法令によりその退任慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 前条に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退任慰労金の支給を受ける順位については、労働基準法施行規則に定める遺族の補償を受ける者の順位による。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退任慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げる。

(規程の変更)

第9条 この規程は、総会の決議によって変更することができる。

(実施細則)

第10条 第1条から前条までに定めるもののほか、退任慰労金の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年5月24日から実施する。

附 則

この規程の変更は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成22年4月1日（以下「適用日」という。）の前日に現に在職する役員が、適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、第3条本文にかかわらず、適用日前の年報酬額の12分の1の額に就任の日から適用日の前日までの在職期間1年につき2.0を乗じて得た額と、当該退職の日における年報酬額の12分の1の額に適用日から退職の日までの在職期間1年につき1.5を乗じて得た額との合計額とする。

附 則

この規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和4年6月24日から施行する。